4　機構法附則第五条第八項の規定により読み替えられた機構法第十四条第二項の規定に基づき、機構法附則第五条第二項各号及び第三項各号に掲げる業務は、次の各号に定めるところにより、雇用保険法第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業として行うものとする。

一　機構法附則第五条第二項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務　雇用安定事業又は暫定雇用福祉事業

二　機構法附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務　暫定雇用福祉事業

三　機構法附則第五条第三項第三号に掲げる業務　能力開発事業

5　機構法附則第五条第一項から第三項までの規定により機構が同条第一項から第三項までに規定する業務を行う場合には、第三条第三号中「機構法第十七条第一項」とあるのは「機構法第十七条第一項（機構法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第九条中「機構法第十六条」とあるのは「機構法第十六条（機構法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第十八条中「機構法第十七条第一項」とあるのは「機構法第十七条第一項（機構法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十条中「機構法第十五条第一項」とあるのは「機構法第十五条第一項（機構法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

6　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号。以下「廃止法」という。）の施行の際廃止法附則第三条第一項又は第二項の規定により機構に出資された資産のうち償却資産については、第十二条第一項の指定があったものとみなす。

7　機構法附則第五条第三項第一号に掲げる業務が行われる場合には、第一条中「不適当なもの」とあるのは「不適当なもの並びに機構法附則第五条第三項第一号に掲げる業務により譲渡するもの」と、第十六条第一号中「建物」とあるのは「建物並びに機構法附則第五条第三項第一号に掲げる業務により譲渡するもの」とする。

8　機構法附則第五条第三項第一号の規定により、同号に規定する宿舎を処分した場合には、当該処分をした宿舎に係る廃止法附則第三条第一項第二号の価額と、当該処分により生じた収入の額との差額は、資本剰余金として計上するものとする。

附則第四条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人雇用・能力開発機構がした行為等に関する経過措置）

第五条　平成二十三年十月一日前にした次の表の上欄に掲げる法令の規定により廃止法附則第二条第一項の規定により解散した独立行政法人雇用・能力開発機構が同表の中欄に掲げる者に対してした届出、申請又は通知は、それぞれ、同表の下欄に掲げる法令の規定により機構が同表の中欄に掲げる者に対してした届出、申請又は通知とみなす。

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十二条第一項	経済産業大臣	電気事業法第四十二条第一項

2　平成二十三年十月一日前にした次の表の上欄に掲げる法令の規定により同表の下欄に掲げる者が独立行政法人雇用・能力開発機構に対してした許可、承認その他の行為は、それぞれ、同表の上欄に掲げる法令の規定により同表の下欄に掲げる者が機構に対してした許可、承認その他の行為とみなす。

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十九条第四項	国土交通大臣
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十七条第一項	都道府県労働局長
労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年厚生労働省令第四十四号）第十九条の二十四の三十二	都道府県労働局長

別記様式表面中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第16条第1項」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第19条第1項」に改め、同様式裏面中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法」に、「第16条」を「第19条」に改める。

（独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「第七十条第一項第一号」を「第七十条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七十条第二号」を「第七十条第一項第二号」に改め、同条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　法第七十条第二項第一号に規定する勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務に関する事項

四　法第七十条第二項第二号に規定する附帯業務に関する事項

第十二条第一項中「を設けて」を「、同項第三号に掲げる業務に係る経理については財形勘定を設けて」に改め、同条第三項中「第七十条第一号」を「第七十条第一項第一号」に改め、同条第四項中「、機構」を「、法第七十条第一項に規定する業務に係る機構」に改め、同条第六項中「第七十条第二号」を「第七十条第一項第二号」に改める。

第十七条を次のように改める。

（国庫納付金の納付額）

第十七条　法第七十五条第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第十二条第二項に規定する一般の中小企業退職金共済事業等勘定及び特定業種ごとの退職金共済事業等勘定の各勘定の業務経理（以下この条において「退職金共済事業等勘定の業務経理」という。）並びに財形勘定におけるそれぞれの残余の額とする。ただし、退職金共済事業等勘定の業務経理におけるそれぞれの残余の額については、法第七十五条第一項に規定する中期目標期間における業務経理の運営費交付金収入の総額を限度とする。

第十九条の次に次の二条を加える。

（業務委託の認可の申請）

第十九条の二　機構は、法第七十二条第二項の規定により業務委託の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　委託しようとする相手方の名称及び主たる事務所の所在地

二　委託しようとする業務の内容

三　委託することを適当とする理由

四　委託の条件

（長期借入金の認可の申請）

第十九条の三　機構は、法第七十五条の二第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由

二　借入金の額

三　借入先

四　借入金の利率

五　借入金の償還の方法及び期限

六　利息の支払の方法及び期限

七　その他必要な事項

第二十条中「機構は、」の下に「法第七十五条の二第三項若しくは」を加え、同条第二号中「借入金の額」の下に「（法第七十五条の二第三項の規定により短期借入金の認可を受けようとする場合には、借入れの限度額）」を加える。